

## 12 農林水産業関係

### ア 農業・農産物等

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
農産物検査 (農林水産省)	農産物検査については、平成13年度以降、民間検査機関の登録や当該機関の検査員の養成等を適切に行い、平成18年度の検査の原則完全民営化に向けて、着実に民間移行を図る。	計画・農水ア	登録の実施、民間移行		措置
国内産糖製造事業者の指定製造施設の設置承認 (農林水産省)	平成12年10月から新たな糖価調整制度を導入したところであり、甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえ、甘味資源特別措置法第13条第2項第1号の規定について検討を行う。	計画・農水ア	甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえつつ検討・結論		
酪農事業施設の設置承認 (農林水産省)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第2項第3号については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正による新制度への移行(平成13年4月)に伴う、生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際に、見直しを行う。	計画・農水ア	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直し		
中山間地域等直接支払制度 (農林水産省)	a 中山間地域等直接支払制度について、制度的確かつ効果的な運用を確保する観点から、その実施状況及び効果について必要な検証を行い、結果を公表する。また、その検証に基づき、中山間地域の農業をめぐる諸情勢の変化、農用地等の維持・管理の状況等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。 【中山間地域等直接支払制度の検証と課題の整理(中山間地域等総合対策検討会平成16年8月19日)】	計画・農水ア	措置済		
	b 中山間地域における高齢化の進展を踏まえて、集落協定による制度の推進を基本としつつ、地域の営農状況に応じて、農業公社、農協出資型法人、民間法人経営など多様な主体の地域農業における役割の明確化を図るとともに、農業公社、地場民間企業等の集落協定への参加・連携等について、中山間地域における持続	重点・農水2		措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	可能な基幹作業の受け皿の観点から推進を図る。				
農協制度の見直し (農林水産省)	a 農協が、真に担い手たる農業者の利益を目指し、協同組織としての機能を最大限に発揮するため、その事業運営や経営の健全性の確保の在り方等について抜本的に見直しを促進する。 【農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律(平成16年法律第107号)】	計画・農水ア a	措置済		
	b 組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずる。	計画・農水ア b	措置済		
	c 信用・共済事業の在り方、信用・共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等の組織再編が可能となる措置を検討する。 【農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律(平成16年法律第107号)】	計画・農水ア c	措置済		
	d 総会への報告に当たっては、カントリーエレベーター等主要施設の収支明細を付するなど情報開示の充実について検討する。 【事務ガイドライン(平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知)の一部改正】	計画・農水ア d	措置済		
	e 准組合員が300万戸を超えている実態を踏まえ、准組合員制度の適切な運用のための措置を検討し、所要の措置を講ずる。 【事務ガイドライン(平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知)の一部改正】	計画・農水ア e	措置済		
	f 農協の子会社に対する適切な指導・監督・監査の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。 【農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律(平成16年法律第107号)】	計画・農水ア f	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
公正な競争条件の確保 (公正取引委員会)	不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。	計画・農水ア	逐次実施		
JAS法による玄米・精米の表示制度の見直し (農林水産省)	産地品種銘柄の認定が容易になされるよう、直接農政事務所が新規設定の申請を受付けた上、有識者の意見を聴いて銘柄設定をする仕組みを17年産米から導入し、要領を改正する。 【国内産農産物銘柄設定等申請要領(平成16年3月12日付け15総食第719号農林水産省総合食料局長通知)の一部改正】	計画・農水ア	措置済		
無糖ココア調製品の関税割当に係る報告の見直し (農林水産省)	無糖ココア調製品の関税割当に係る定期的な報告のあり方を見直し、措置する。 【平成16年度の無糖ココア調整品の関税割当について(平成16年3月31日付け関税割当公表第5号)】	計画・農水ア	措置済		
肉骨粉の焼却灰の肥料利用の可能化 (農林水産省)	肉骨粉の焼却灰の肥料利用については食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問。その結果、牛の特定危険部位及びせき柱を原料から除いた牛の肉骨粉の焼却灰を肥料として利用することについての食品健康影響については無視できる程度であるとの判断が得られた場合は、製造及び出荷の停止の要請を解除する方向で検討する。 【食品安全委員会に諮問(平成16年7月2日)】	計画・農水ア	諮問	検討・措置	
発酵促進のための尿素等を使用した旨を表示した家畜分堆肥の生産・販売の容認 (農林水産省)	生産工程において発酵促進のための副資材として尿素、硫酸アンモニア等を加えた特殊肥料の「たい肥」について、当該資材を加えた旨の表示ができるよう基準を緩和する。 【特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件(平成16年10月25日農林水産省告示第1926号)】	計画・農水ア	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
農業集落排水事業におけるPFIの理解促進 (農林水産省)	農業集落排水事業におけるPFIの導入を促進するため、農業集落排水事業におけるPFI実施マニュアルの作成、PFI導入の趣旨・手続き等の説明会の開催等を通じて、PFI手法の理解促進を図る。また、PFI事業の申請と採択決定がなされた場合は、当該事業をモデル事業として運用し、必要があれば事業運営方法の改善も検討する。	重点・農水1		措置	
非検疫生物リストの拡充 (農林水産省)	諸外国からの要望等も踏まえ、植物検疫措置の対象外とすることが適当な病害虫を追加する。	別表2-19		措置	
国産ビール大麦の品質規格の見直し (農林水産省)	国産ビール大麦の検査規格の見直しについては、関係者(生産者団体、実需者団体)の意向を聴取の上、データの整理を行い、関係者の技術レベルで同意が得られる項目について、順次、農産物検査法に基づく規格検討会を開催し、見直しを実施する。	別表3-28		関係者の同意が得られるものについて逐次実施	
ハウスチューバーにより増殖する馬鈴しょ原種の種苗の検査方法及び検査体制の整備 (農林水産省)	ハウスチューバーにより増殖する種馬鈴しょの検査についての技術的な検討を行い、検査方法を明確化した上で、検査の実施体制を整備する。	別表5-1010		措置	
品種登録の民間開放推進 (農林水産省)	栽培試験の委託等、品種登録業務の民間開放を推進する。	重点・官業1(4)ウ(ア)		措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
農薬の登録、肥料の銘柄登録の民間開放推進 (農林水産省)	公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により対応が可能であると考えられることから、登録業務の民間開放に関して検討する。	重点・官業 1 (4) ウ(イ)		検討・結論	
農機具の検査の民間開放推進 (農林水産省)	申請者のデータの活用や民間委託等、農機具検査業務の民間開放を推進する。	重点・官業 1 (4) ウ(ウ)		措置	
動植物検疫の民間開放推進 (農林水産省)	公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により対応が可能であると考えられることから、検疫業務の民間開放に関して検討する。	重点・官業 1 (4) イ		検討・結論	

## イ 農地

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
農地制度の改革 (農林水産省)	新たな食料・農業・農村基本計画の策定作業に併せ、農地制度の改革は、利害関係者が多岐にわたる国民的な課題であることを踏まえ、国民各層からの意見を聴取した上で、総合的な検討を実施し、所要の措置を講ずる。検討に当たっては、耕作者主義、農地制度の体系的・抜本的な見直し、農地の利用実態の的確な把握など総合規制改革会議第3次答申で明示した論点に十分留意する。 【関係法案を第162回国会に提出済】	計画・農水ア	一部措置済	逐次実施	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
農業委員会制度の見直し (農林水産省)	a 農業委員会の委員構成についての実態を把握し、制度運営の適正化を含め実質的に地域農業の振興に関心のある者の一層の参画を促す措置を講ずる。 【農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について(平成16年11月1日付け16経営第4496号農林水産省農林水産省経営局長通知)】	計画・農水ア a	措置済		
	b 市町村を越えて存在する農地の実態を調査し、農業委員会における意思決定に、入作の可能性のある他の市町村に住所を有する農業者等の意見を実質的に反映できる措置を講ずる。 【農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について(平成16年11月1日農林水産省経営局長通知)】	計画・農水ア b	措置済		
	c 農業委員会の選任委員に、地域の実態を踏まえ、環境NGO等地域の環境問題に強く関心を持つ団体の代表者、農業の活性化に学識経験のある者、農産物の販売・流通等に知見の深い者等、多様な人材を含めるための措置を講ずる。 【農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について(平成16年11月1日農林水産省経営局長通知)】	計画・農水ア c	措置済		
農地転用許可制度の運用の適正化 (農林水産省)	a 現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用に係る許可申請について、もっぱら遊休農地の解消のために転用許可申請の書類に作付確約書を添付することを要件とすることがないように関係機関に通知する。 【農地転用許可制度及び農業振興地域制度の運用の適正化等について(平成16年3月30日農林水産省農村振興局長通知)】	計画・農水ア a	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	b 農地転用許可に係る事務処理の標準処理期間(6週間)を定めた通知の趣旨について、関係機関に周知する。 【農地転用許可制度及び農業振興地域制度の運用の適正化等について(平成16年農林水産省農村振興局長通知)】	計画・農水ア b	措置済		
株式会社等による農業経営(農地のリース方式)の解禁 (農林水産省)	a 構造改革特区で認められた「農地のリース方式」の全国展開については、その実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえて全国展開について検討し、可能な限り速やかに結論を得る。 【関係法案を第162回国会に提出済】	計画・農水ア a	措置済		
(内閣官房、農林水産省)	b 構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委員会を平成15年7月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。 【関係法案を第162回国会に提出済】	計画・農水ア b	措置済		
農地保有合理化事業に関する財産の目的外処分のための承認申請書類の簡素化 (農林水産省)	農地保有合理化事業で買入れた土地の目的外処分の承認を行う関係機関に対して、承認に当たって求める資料は当該承認の判断に必要な最低限の資料とする旨を周知する。 【関係通知を平成16年度中に発出予定】	別表1-29	措置済		
特定法人貸付事業における農地の賃貸借に係る法定更新の適用除外 (農林水産省)	特定法人貸付事業については、現行と同様の制度で全国展開を行うこととし、本通常国会に所要の法律改正案を提出する予定としており、この中で、都道府県知事の許可を受けることなく、賃貸借を終了する(更新しない)こともできるように措置する。 【関係法案を第162回国会に提出済】	別表5-1011	一部措置済	措置	

## ウ その他

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
森林計画制度 (農林水産省)	a 森林整備の状況等に関する評価手法を整備する。	計画・農水イ a	逐次実施(15年度より予算措置)		措置
	b 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握・分析するとともに、森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備を行う。	計画・農水イ b	逐次実施(13年度より予算措置)		措置
競走馬の出走制限 (農林水産省)	外国産馬の出走制限緩和について、日本中央競馬会において、平成11年11月に策定した「外国産馬の出走制限緩和計画」(計画期間：平成12年～16年)に沿って着実に実行する。	計画・農水イ	措置済		
外国漁船の寄港の許可事務の地方支分部局への移管 (農林水産省)	瀬戸内・九州漁業調整事務所以外の漁業調整事務所の管轄区域に係る外国漁船の寄港許可に関する申請の許可事務を各漁業調整事務所が行うよう措置する。 【農林水産省組織規則の一部を改正する省令(平成15年農林水産省令第112号)】	計画・農水イ	措置済		
マツ材線虫病抵抗性クロマツの日本海側への植栽 (農林水産省)	林業種苗法第24条第2項に規定する「その他特別な事情がある場合」として、「松くい虫抵抗性松の植栽の用に供する場合」が原則として該当すること、大臣承認の標準処理期間を20日とすることを明記する長官通知の改正を実施する。 【林業用種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて(昭和46年7月24日46林野造第738号林野庁長官通知)の一部改正】	別表4-1009	措置済		
「たら」輸入割当てに関する申請者の資格要件のうち輸入契約数量要件の撤廃 (農林水産省)	たらの先着順割当てに係る申請資格の一つである「輸入契約数量が20トン以上であること」を撤廃する。	別表5-1012		措置	